

第 3 号議案

城陽市地域公共交通活性化協議会分科会規程（案）

令和 8 年 5 月 7 日制定

（趣旨）

第 1 条 この規程は、城陽市地域公共交通活性化協議会規約第 10 条第 2 項の規定に基づき、城陽市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の分科会に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第 2 条 分科会を構成する委員（以下「分科会員」という。）は、協議会の会長が指名する。

（会長）

第 3 条 分科会は、分科会長 1 人を置く。

- 2 分科会長は、分科会員の中から、これを互選により選任する。
- 3 分科会長は、会務を総理し、分科会を代表する。
- 4 分科会長に事故があるときは、あらかじめ分科会長の指名する分科会員がその職務を代理する。

（会議）

第 4 条 分科会は、分科会長が招集する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、令和 8 年（2026 年）5 月 7 日から施行する。